

東浦町地域防災計画（地震・津波災害対策計画）案

新 旧 対 照 表

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
185	(略) また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、<u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 (略)	(略) また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、<u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し</u>、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 (略)	愛知県SDGs推進本部会議 (2019年7月16日開催)を踏まえた修正
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
191	(略) (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 (9) 災害時における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を 行う。 (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (14) 緊急通行車両等<u>の事前審査及び確認</u>を行う。 (略)	(略) (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 (9) 災害時における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を 行う。 (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (14) <u>災害対策基本法第33条第1項の規定による緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付</u>を行う。 (略)	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
196	6 防災ボランティア団体等との連携 (略) そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図り<u>(追記)</u>、災害時においてボランティア	6 防災ボランティア団体等との連携 (略) そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織(NPO・</u>	防災基本計画に基づく修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
	の活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (1) 災害ボランティアセンターの設置 <u>(追記)</u> (略)	<u>ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り</u>、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (1) 災害ボランティアセンターの設置 <u>町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(町社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u> <u>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> (略)	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
200	2 公共建築物の耐震性の確保及び向上 (1) 防災上重要建築物の耐震性の確保 (略) ア 防災上重要な建築物 (略) (イ) 被災者の<u>緊急</u>救護所、避難所となる、学校、コミュニティセンター等の避難施設 (略)	2 公共建築物の耐震性の確保及び向上 (1) 防災上重要建築物の耐震性の確保 (略) ア 防災上重要な建築物 (略) (イ) 被災者の<u>(削除)</u>救護所、避難所となる、学校、コミュニティセンター等の避難施設 (略)	表記の整理 (「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所に統一)
	第4節 ライフライン関係施設等の整備	第4節 ライフライン関係施設等の整備	
205	3 ガス施設 (略) (3) 緊急操作設備の強化 (略) オ <u>(追記)</u> 通信設備 <u>主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。</u> (略)	3 ガス施設 (略) (3) 緊急操作設備の強化 (略) オ <u>連絡・通信設備</u> <u>災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工</u> <u>作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通</u> <u>信設備を整備する。</u> (略)	防災業務計画 の記載を踏ま えた修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第3章 文化財保護対策	第3章 文化財保護対策	
208	1 <u>教育委員会</u> は文化財の保護のため、次の対策を行う。 (略)	1 <u>町</u> は文化財の保護のため、次の対策を行う。 (略)	機構改革に伴う修正
	第4章 都市の防災性の向上	第4章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
210	知多都市計画区域マスタープラン <u>及び</u> 東浦町都市計画マスタープラン <u>(追記)</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>(追記)</u> を促進する。 (略)	知多都市計画区域マスタープラン、東浦町都市計画マスタープラン <u>及び</u> <u>立地適正化計画</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。 (略)	都市再生特別置法の改正に基づく修正
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第3節 情報の収集・連絡体制の整備	第3節 情報の収集・連絡体制の整備	
217	2 通信手段の確保 (1) 通信施設の防災構造化等 町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策 <u>(追記)</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 (略)	2 通信手段の確保 (1) 通信施設の防災構造化等 町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、 <u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 (略)	防災基本計画に基づく修正
	第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策	第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策	
220	1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月策定令和4年1月改定)に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>(追記)</u> との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月策定令和4年1月改定)に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>や民間事業者等</u> との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	防災基本計画に基づく修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
227	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 基本方針 (略) ○ 町は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>(追記)</u> ボランティア <u>(追記)</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握及び関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。 (略)	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 基本方針 (略) ○ 町は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>NPO・</u>ボランティア <u>関係</u>団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握及び関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。 (略)	表記の整理
228	第1節 避難所の指定・整備 2 指定避難所の指定 (略) <u>(5) 必要に応じて県と連携を取り、社会福祉施設等の管理者と協議を行い、要配慮者等が必要な生活支援が受けられるなど安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定にも努めるものとする。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(追記)</u>	第1節 避難所の指定・整備 2 指定避難所の指定 (略) <u>(「3 福祉避難所の整備」に統合)</u> <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) 3 福祉避難所の整備 <u>(1) 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>(2) 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
229	<u>3</u> 避難所として適切な施設 (略) <u>4</u> 避難所が備えるべき設備の整備 (略) <u>5</u> 避難所の破損等への備え (略) <u>6</u> 避難所の運営体制の整備 (略) (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>(追記)</u>	<u>設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> <u>(3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>(4) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>(5) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> <u>4</u> 避難所として適切な施設 (略) <u>5</u> 避難所が備えるべき設備の整備 (略) <u>6</u> 避難所の破損等への備え (略) <u>7</u> 避難所の運営体制の整備 (略) (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(略)	(略)	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
232	3 避難行動要支援者対策 (略) (10) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・同居家族等のほか、わたしの状態・緊急時連絡先・地域支援者・避難支援に関する事項・自宅から避難先までの経路・避難生活に係る支援及び介助方法等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追記)</u> (略) <u>(追記)</u> (略) 4 外国人等に対する対策 町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在且</u>外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努めるものとする。 (略) (6) 災害時に多言語情報の提供 <u>(追記)</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略)	3 避難行動要支援者対策 (略) (10) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・同居家族等のほか、わたしの状態・緊急時連絡先・地域支援者・避難支援に関する事項・自宅から避難先までの経路・避難生活に係る支援及び介助方法等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略) <u>エ 県及び名古屋地方気象台による取組の支援</u> <u>県は、町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u> <u>また、名古屋地方気象台は、町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。</u> (略) 4 外国人等に対する対策 町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>(削除)</u> 外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努めるものとする。 (略) (6) 災害時に多言語情報の提供<u>等</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略)	防災基本計画に基づく修正 愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しに伴う修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
233	<u>(追記)</u>	<u>5 災害ケースマネジメント</u> 町は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	防災基本計画に基づく修正
	第10章 津波予防対策	第10章 津波予防対策	
	第2節 津波防災体制の充実	第2節 津波防災体制の充実	
236	1 津波防災体制の充実 (略) (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震 <u>(追記)</u> に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。 (略)	1 津波防災体制の充実 (略) (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、 <u>火山噴火等による津波</u> に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。 (略)	防災基本計画に基づく修正
	第3節 津波防災知識の普及	第3節 津波防災知識の普及	
238	2 津波の特性に関する情報 (略) (3) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震 <u>(追記)</u> の発生可能性があること。	2 津波の特性に関する情報 (略) (3) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、 <u>火山噴火等による津波</u> の発生可能性があること。	防災基本計画に基づく修正
	第11章 広域応援・受援体制の整備	第11章 広域応援・受援体制の整備	
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等	
242	(略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと <u>する(追記)</u> 。	(略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと <u>し、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u>	令和6年1月30日付消防第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	
	第2節 災害対策本部の設置・運営	第2節 災害対策本部の設置・運営	
253	(略) <u>(追記)</u>	(略) <u>※[災害対策本部組織表]及び[災害対策本部の所掌事務]については、令和</u>	機構改革に伴う修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
	[災害対策本部組織表] <pre>graph LR BL[本部長] --- PL[副本部長] PL --- TW[総務部] PL --- TWI[広報・渉外部] PL --- TWJ[救護部] PL --- TWK[生活経済部] PL --- TWL[建設部] PL --- TWM[都市整備部] PL --- TWN[教育部] PL --- TWO[議会事務局] PL --- TWPI[消防部] PL --- TWQ[各支部] TW --- TW1[本部班] TW --- TW2[総務班] TW --- TW3[財政班] TW --- TW4[被害調査班] TW --- TW5[総務協力班] TWI --- TWI1[広報班] TWI --- TWI2[渉外班] TWJ --- TWJ1[避難所班] TWJ --- TWJ2[福祉・物資班] TWJ --- TWJ3[救護防疫班] TWK --- TWK1[住民班] TWK --- TWK2[環境班] TWK --- TWK3[農政班] TWK --- TWK4[商工班] TWL --- TWL1[土木班] TWL --- TWL2[上下水道班] TWM --- TWM1[都市計画班] TWM --- TWM2[公園緑地班] TWM --- TWM3[公共交通班] TWN --- TWN1[教育・給食班] TWN --- TWN2[学校班] TWO --- TWO1[議会事務班] TWPI --- TWPI1[消防班] TWQ --- TWQ1[森岡支部] TWQ --- TWQ2[緒川支部] TWQ --- TWQ3[緒川新田支部] TWQ --- TWQ4[石浜支部] TWQ --- TWQ5[石浜西支部] TWQ --- TWQ6[生路支部] TWQ --- TWQ7[藤江支部] TWQ --- TWQ8[半田消防署東浦支署・東浦西部出張所]</pre>	<u>7年4月1日施行</u> [災害対策本部組織表] <pre>graph LR BL[本部長] --- PL[副本部長] PL --- TW[総務部] PL --- TWI[政策企画部] PL --- TWJ[ふくし文化部] PL --- TWK[地域創造部] PL --- TWL[まちづくり部] PL --- TWM[インフラ整備部] PL --- TWN[こども未来部] PL --- TWO[議会事務局] PL --- TWPI[消防部] PL --- TWQ[各支部] TW --- TW1[本部班] TW --- TW2[行政班] TW --- TW3[住民班] TW --- TW4[被害調査班] TW --- TW5[総務協力班] TWI --- TWI1[広報・渉外班] TWI --- TWI2[財政班] TWJ --- TWJ1[福祉・物資班] TWK --- TWK1[避難所班] TWK --- TWK2[環境班] TWK --- TWK3[商工農政班] TWK --- TWK4[地域創造協力班] TWL --- TWL1[建築施設班] TWL --- TWL2[都市整備班] TWL --- TWL3[土木班] TWM --- TWM1[水道班] TWM --- TWM2[教育・給食班] TWM --- TWM3[学校班] TWM --- TWM4[子育て支援班] TWM --- TWM5[救護防疫班] TWN --- TWN1[議会事務班] TWPI --- TWPI1[消防班] TWQ --- TWQ1[森岡支部] TWQ --- TWQ2[緒川支部] TWQ --- TWQ3[緒川新田支部] TWQ --- TWQ4[石浜支部] TWQ --- TWQ5[石浜西支部] TWQ --- TWQ6[生路支部] TWQ --- TWQ7[藤江支部] TWQ --- TWQ8[半田消防署東浦支署・東浦西部出張所]</pre>	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)			修 正 案			改正理由
254	[災害対策本部の所掌事務]			[災害対策本部の所掌事務]			機構改革に伴う修正
	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	
	本部 本部長 町 長 副本部長 副町長 教育長		1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項	本部 本部長 町 長 副本部長 副町長 教育長		1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項	
	総務部 部長 総務部長	本部班 (防災危機管理課) 班長 防災危機管理課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報(地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。	総務部 部長 総務部長	本部班 (防災課) 班長 防災課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報(地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。	
		総務班 (総務課) 班長 総務課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。		行政班 (行政課) 班長 行政課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。 8 町有財産の被害調査に関すること。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)			修 正 案			改正理由
		財政班 (財政課) 班長 財政課長	1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算に関する事 2 義援金品及び見舞金品等の收受及び出納に関する事 3 町有財産の被害調査に関する事 4 他(部)班の応援協力に関する事		住民班(住民課) 班長 住民課長	1 行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関する事 2 埋火葬に関する事 3 他(部)班の応援協力に関する事	
		被害調査班 (税務課) 班長 税務課長	1 罹災証明に関する事 2 被害調査に関する事 3 罹災者の税の減免等に関する事 4 他(部)班の応援協力に関する事		被害調査班 (税務課) 班長 税務課長	1 罹災証明に関する事 2 被害調査に関する事 3 罹災者の税の減免等に関する事 4 他(部)班の応援協力に関する事	
		総務協力班 (会計課、 監査委員事務局)	1 他(部)班の応援協力に関する事		総務協力班 (会計課、 監査委員事務局)	1 他(部)班の応援協力に関する事	
		広報・渉外部 部長 企画政策部長	1 住民に対する予警報、避難情報等の広報に関する事 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関する事 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関する事 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関する事 5 他(部)班の応援協力に関する事		政策企画部 部長 政策企画部長	1 住民に対する予警報、避難情報等の広報に関する事 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関する事 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関する事 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関する事 5 災害視察者及び外来見舞客の対応に関する事 6 罹災死亡者に対する弔慰に関する事 7 本部長及び副本部長の秘書に関する事 8 職員の公務災害に関する事 9 他(部)班の応援協力に関する事	
		渉外班(秘書人事課) 班長 秘書人事課長	1 災害視察者及び外来見舞客の対応に関する事 2 職員の公務災害に関する事 3 罹災死亡者に対する弔慰に関する事 4 本部長及び副本部長の秘書に関する事		財政班 (財政経営課) 班長 財政経営課長	1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算に関する事 2 義援金品及び見舞金品等の收受及び出納に関する事 3 他(部)班の応援協力に関する事	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)			修 正 案			改正理由
	救護部 部長 健康福祉部長	避難所班 (住民自治課、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、図書館、スポーツ課、保育園、学校班) 班長 生涯学習課長	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 外国人支援に関すること。 3 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 罹災者の安否情報、確認に関すること。 5 炊き出し米等の確保に関すること。 6 他(部)班の応援協力に関すること。	ふくし文化部 部長 ふくし文化部長 福祉・物資班 (ふくし課、障がい福祉課、保険医療課) 班長 ふくし課長		1 救助物資の配給に関すること。 2 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 要配慮者の支援に関すること。 4 在宅老人等に関すること。 5 義援金品及び見舞金品の配分に関すること。 6 仮設住宅の入居者の選定等に関すること。 7 日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること。 8 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。	
		福祉・物資班 (ふくし課、障がい支援課、児童課、健康課、保険医療課) 班長 ふくし課長	1 救助物資の配給に関すること。 2 罹災者の救護に関すること。 3 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 4 要配慮者の支援に関すること。 5 在宅老人等に関すること。 6 義援金品及び見舞金品の配分に関すること。 7 仮設住宅の入居者の選定等に関すること。 8 日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること。 9 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。				
		救護防疫班 (健康課) 班長 健康課長	1 病気予防のための衛生対策に関すること。 2 医療、助産に関すること。 3 医薬品及び衛生資材の配分に関すること。 4 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。				
	生活経済部 部長 生活経済部長	住民班(住民課) 班長 住民課長	1 行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関すること。 2 埋火葬に関すること。 3 他(部)班の応援協力に関すること。	地域創造部 部長 地域創造部長	避難所班 (住民自治課、学び支援課、保育園、教育課、学校班) 班長 住民自治課長 環境班(環境課) 班長 環境課長	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 外国人支援に関すること。 3 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 罹災者の安否情報、確認に関すること。 5 炊き出し米等の確保に関すること。 6 他(部)班の応援協力に関すること。 1 ごみ等(災害廃棄物、し尿を含む。)の処理に関すること。 2 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 救護防疫班の応援協力に関すること。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)			修 正 案			改正理由
		環境班 (環境課) 班長 環境課長	1 ごみ等 (災害廃棄物、し尿を含む。) の処理に関する こと。 2 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な 資機材の調達に関すること。 3 救護防疫班の応援協力に関すること。		商工農政班 (商工農政課) 班長 商工農政課長	1 農林畜産物の被害調査及び災害復旧に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。 3 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関するこ と。 4 救助物資の調達に関すること。 5 商工業関係事業所の被害調査に関すること。 6 商工会等関係団体との連絡調整に関すること。 7 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要 な資機材の調達に関すること。 8 他 (部) 班の応援協力に関すること。	
		農政班 (農業振興課) 班長 農業振興課長	1 農林畜産物の被害調査及び災害復旧に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。 3 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。 4 排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応 急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 5 排水機の運転、ため池の水位調整に関すること。 6 他 (部) 班の応援協力に関すること。			1 他 (部) 班の応援協力に関すること。	
		商工班 (商工振興課) 班長 商工振興課長	1 救助物資の調達に関すること。 2 商工業関係事業所の被害調査に関すること。 3 商工会等関係団体との連絡調整に関すること。 4 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な 資機材の調達に関すること。 5 他 (部) 班の応援協力に関すること。			1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に 関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧 に必要な資機材の調達に関すること。	
	建設部 部長 建設部長	土木班 (道路河川課、 土木維持管理課) 班長 土木維持管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、 報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指 定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。	まちづくり部 部長 まちづくり部 長	建築施設班 (建築施設課、都市デ ザイン課) 班長 建築施設課 長 都市整備班 (都市整備課) 都市整備課 長	1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に 必要な資機材の調達に関すること。 2 公共交通の被害調査・運行調整等に関すること。 3 他 (部) 班の応援協力に関すること。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)			修 正 案			改正理由
		上下水道班 (上下水道課) 班長 上下水道課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。	インフラ整備部 部長 インフラ整備部長	土木班 (建設企画課、土木管理課) 班長 土木管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。 7 排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 8 排水機の運転、ため池の水位調整に関すること。	
	都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班 (都市計画課) 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。				
		公園緑地班 (公園緑地課) 班長 公園緑地課長	1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。		水道班 (水循環管理課、水道サービス課) 班長 水循環管理課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。	
		公共交通班 (まちづくり課) 班長 まちづくり課長	1 公共交通の被害調査・運行調整等に関すること。 2 他 (部) 班の応援協力に関すること。	こども未来部 部長 こども未来部長	教育・給食班 (教育課) 班長 教育課長	1 学校との連絡調整に関すること。 2 学校施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 罹災児童、生徒に対する学用品等の調達、給与に関すること。 4 罹災児童、生徒の育英、奨学に関すること。 5 応急給食に関すること。 6 給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 7 他 (部) 班の応援協力に関すること。	
					学校班 (各小中学校)	1 各学校の被害調査及び報告に関すること。 2 避難所班の応援協力に関すること。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)			修 正 案			改正理由
	教育部 部長 教育部長	教育・給食 班 (学校教育課) 班長 学校教育課長	1 学校との連絡調整に関する事。 2 学校施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。 3 罹災児童、生徒に対する学用品等の調達、給与に関する事。 4 罹災児童、生徒の育英、奨学に関する事。 5 応急給食に関する事。 6 給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。 7 他 (部) 班の応援協力に関する事。	子 育 て 支 援 班 (子 育 て 支 援課) 班長 子 育 て 支 援課長	1 保育園との連絡調整に関する事。 2 保育施設の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に関する事。 3 他 (部) 班の応援協力に関する事。		
		学校班 (各小 中学校)	1 各学校の被害調査及び報告に関する事。 2 避難所班の応援協力に関する事。	救護防疫班 (健康課) 班長 健康課長	1 罹災者の救護に関する事。 2 病気予防のための衛生対策に関する事。 3 医療、助産に関する事。 4 医薬品及び衛生資材の配分に関する事。 5 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。		
	議会事務局 議会事務局長	議会事務班 (議 会 事 務局)	1 議会災害対策会議に関する事。	議会事務局 議会事務局長	議会事務班 (議 会 事 務局)	1 議会災害対策会議に関する事。	
	第2章 避難行動			第2章 避難行動			
	第2節 津波警報等の伝達			第2節 津波警報等の伝達			
265	1 情報の種類、内容等 (1) 地震に関する情報 [地震に関する情報の種類]			1 情報の種類、内容等 (1) 地震に関する情報 [地震に関する情報の種類]			表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)		修 正 案		改正理由
	種 類	内 容 等	種 類	内 容 等	
	震度速報	○地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表	震度速報	○地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表	
	震源に関する情報	○地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に、「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付記して発表	震源に関する情報	○地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に、「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付記して発表	
	震源・震度に関する情報	○地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、マグニチュード3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	震源・震度(削除)情報	○地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、マグニチュード3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	
	各地の震度に関する(追記)情報	○愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、愛知県及び隣接県(静岡・長野・岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を発表	長周期地震動に関する観測情報	○愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、愛知県及び隣接県(静岡・長野・岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を発表	
	地震回数に関する情報	○以下に示す地域で地震が多発したときに、震度1以上を観測した地震の回数を発表 (長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖)	地震回数に関する情報	○以下に示す地域で地震が多発したときに、震度1以上を観測した地震の回数を発表 (長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖)	
	緊急地震速報	○一般向け緊急地震速報を発表する条件 ・地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と推定された場合 ○一般向け緊急地震速報の内容 ・地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名 ・強い揺れ(震度5弱以上)が推定される地域及び震度4が推定される地域名(全国を約200地域に分割)	緊急地震速報	○一般向け緊急地震速報を発表する条件 ・地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と推定された場合 ○一般向け緊急地震速報の内容 ・地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名 ・強い揺れ(震度5弱以上)が推定される地域及び震度4が推定される地域名(全国を約200地域に分割)	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和6年2月修正）	修正案	改正理由
266	4 緊急地震速報の伝達体制整備 （略） 〔津波警報等、地震情報等の伝達系統〕 ※（追記）緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたとき、気象台から携帯電話業者を通じて関係エリアに配信される。 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号（追記）の規定に基づく法定伝達先。 注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	4 緊急地震速報の伝達体制整備 （略） 〔津波警報、地震情報等の伝達系統〕 ※注意 1 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたとき、気象台から携帯電話業者を通じて関係エリアに配信される。 2 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 3 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	表記の整理及び根拠法令の追記

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入	
292	3 NPO・ボランティア団体等との連携 町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>情報を共有する場において</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>(追記)</u>	3 NPO・ボランティア団体等との連携 町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等	
308	1 県警察における措置 (略) (5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条<u>(追記)</u>の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認<u>届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申請者</u>に交付する。 (略) ◆附属資料70「緊急通行車両等確認<u>申請書</u>」 ◆附属資料71「緊急通行等事前届出書・届出済<u>書</u>」 (略)	1 県警察における措置 (略) (5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条<u>第1項</u>の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>(削除)</u>確認<u>申出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申出者</u>に交付する。 (略) ◆附属資料70「緊急通行車両等確認<u>申出書</u>」 ◆附属資料71「緊急通行等事前届出書・届出済<u>証</u>」 (略)	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
310	第2節 道路施設対策 2 道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(略) (4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>(追記)</u> 道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 (略)	第2節 道路施設対策 2 道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(略) (4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>災害対策基本法に基づき</u>、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 (略)	災害対策基本法第76条の6に基づく修正
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
320	第2節 要配慮者支援対策 5 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (略)	第2節 要配慮者支援対策 5 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>(第2編第8章に移動)</u> (略)	表記の整理
	第14章 ライフライン施設の応急対策	第14章 ライフライン施設の応急対策	
334	第5節 通信施設の応急対策 5 無料公衆無線LANサービス<u>(フリーWi-Fi)</u>の活用 町は、大地震の発生により、無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合は、通信事業者にSSIDの災害<u>時</u>モードへの切換えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。	第5節 通信施設の応急対策 5 無料公衆無線LANサービス<u>(フリーWi-Fi)</u>の活用 町は、大地震の発生により、無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合は、通信事業者にSSIDの災害<u>(削除)</u>モードへの切換えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供するサービスの正式名称と表記統一のため

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
	第6節 住宅の応急修理	第6節 住宅の応急修理	
339	被災住宅の修理は、 <u>居住のための必要な最小限度の部分を応急的に補修する</u> ものとする。	被災住宅の修理は、 <u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をする</u> ものとする。	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)の一部改正のため。 令和5年4月1日から適用
	1 県における措置 <u>(追記)</u>	1 県における措置 <u>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>ア 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>イ 修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u> <u>ウ 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>エ 修理の期間</u> <u>災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>オ 修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u> <u>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>ア 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u> <u>イ 修理の範囲</u> 居室、炊事場、トイレなどの当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
	<u>(3)</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。 <u>(4)</u> 修理の期間 災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>(5)</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。 <u>(6)</u> 協力要請 被災住宅の応急修理にあたっては、災害時における応援出動に関する協定締結業者等に協力を要請する。	<u>ウ</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。 <u>エ</u> 修理の期間 災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>オ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。 <u>カ</u> 協力要請 被災住宅の応急修理にあたっては、災害時における応援出動に関する協定締結業者等に協力を要請する。	
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第1節 公共施設災害復旧事業	第1節 公共施設災害復旧事業	
349	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 (略) ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の<u>1/2</u>を国庫補助する。	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 (略) ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の<u>2/3</u>を国庫補助する。	要綱改正による修正
	第4章 震災復興都市計画の決定手続き	第4章 震災復興都市計画の決定手続き	
	第3節 復興都市計画事業等の都市計画決定	第3節 復興都市計画事業等の都市計画決定	
354	1 都市復興基本計画の策定と公表 町及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画(都市復興マスタープラン)を策定・公表する。 町は都市復興基本計画(骨子案)の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。 策定に当たっては、復興に関する町基本方針、都市計画マスタープラン、<u>(追記)</u> 総合計画等を踏まえるものとする。	1 都市復興基本計画の策定と公表 町及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画(都市復興マスタープラン)を策定・公表する。 町は都市復興基本計画(骨子案)の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。 策定に当たっては、復興に関する町基本方針、都市計画マスタープラン、<u>立地適正化計画</u>、総合計画等を踏まえるものとする。	都市再生特別措置法の改正に基づく修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援	
355	第1節 罹災証明書の交付 <u>等</u>	第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>	表記の整理
355	<u>1 罹災証明書の交付</u> 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 <u>2 被災者台帳の作成</u> <u>町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u>	<u>(削除)</u> 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 <u>(追記後の第2節に記載)</u>	防災基本計画に基づく修正
355	<u>(追記)</u>	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
355	<u>(追記)</u>	<u>1 被災者台帳の作成</u> <u>町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> <u>2 災害ケースマネジメントの実施</u> <u>町は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じて専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和6年2月修正)	修 正 案	改正理由
355	第2節 被災者への <u>経済的支援等</u>	第3節 被災者への <u>支援金等の支給、税の減免等</u>	
357	第3節 住宅等対策	第4節 住宅等対策	
357	第4節 労働者対策	第5節 労働者対策	
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
	2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	
361	6 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略) イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置 <u>(追記)</u> ② 町立学校にあつては、次に掲げる事項 <u>(追記)</u> (略) ③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項 <u>(追記)</u> (略) (2) 公共土木施設等 ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等 <u>(追記)</u> イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 <u>(追記)</u>	6 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略) イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置<u>を定めることとする。</u> ② 町立学校にあつては、次に掲げる事項<u>を定めることとする。</u> (略) ③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項<u>を定めることとする。</u> (略) (2) 公共土木施設等 ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等<u>について定めることとする。</u> イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置<u>を定めることとする。</u>	表記の整理